

自動販売機設置に関する庁舎使用許可条件

蕨戸田衛生センター組合（以下「甲」という。）が所有する敷地に（以下「乙」という。）が設置する飲料水等自動販売機（以下「自動販売機」という。）に関する使用許可について、蕨戸田衛生センター組合庁舎管理規則第5条第3項の規定に基づき次の条件を付するものとする。

（電気使用料等）

- 1 乙が甲に支払う自動販売機の電気使用料は、年額40,000円（消費税及び地方消費税相当額は別途とする。）とし、甲が発行する請求書又は納入通知書により、速やかに納付するものとする。なお、電気料金の値上げ等により、電気料金相当額が見合わない場合は、その都度協議するものとする。また、設置期間が、1年間の日数に満たない場合は、日割り計算で算出した金額とする。この場合、円未満は切り捨てるものとする。

（費用）

- 2 自動販売機の設置、管理及び撤去に要する費用は、全て乙の負担とする。

（契約期間の更新）

- 3 甲が、使用状況等を勘案し支障がないと判断した場合は、設置の日から3年を超えない期間で更新できるものとする。この場合、乙は期間満了の日までに甲に申請するものとする。

（管理）

- 4 自動販売機の管理について、乙は一切の責を負うものとする。

（使用許可の取消し）

- 5 次の項目のいずれかに該当する場合は、使用許可の取り消しをできるものとし、乙は直ちに自動販売機を撤去するものとする。

(1) 甲の業務上、自動販売機を撤去する必要がある場合

(2) 総合評価方式による自動販売機設置要項に基づき提出された各種提出書類に虚偽の記載が確認された場合

(3) 乙の著しく社会的信用を損なう行為等により、自動販売機設置事業者として相応しくないとき

(自動販売機の規格等)

6 設置する自動販売機の規格等は、次の項目に定めるとおりとする。

- (1) 大きさは、幅 1,200 mm×奥行 800 mm×高さ 2,000mm 以内とする。
- (2) 環境対策として、省エネルギーであり、地球温暖化係数の低い冷媒を使用すること。
- (3) 安全対策は、次のいずれも遵守するものとする。

ア 転倒防止として、自動販売機の据付基準 (JIS 規格) 及び自動販売機据付基準マニュアル (日本自動販売機工業会作成) を遵守した措置を講ずるものとする。

イ 食品、添加物等の規格基準 (食品衛生法) 及び自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領 (業界自主基準) 等を遵守し、衛生管理に万全を期すものとする。

ウ 偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪防止に万全を尽くすものとする。また、自販機堅牢化基準 (日本自動販売機工業会作成) を遵守するものとする。

(空き容器の回収等)

7 空き容器の回収については、次のとおりとする。

- (1) 回収ボックスは、自動販売機脇に設置するものとし、回収ボックスから飲み残しのものがこぼれない構造のものとする。
- (2) 回収は、回収ボックスから空き容器が溢れることがないように行うこと。
- (3) 空き容器の処理は、容器包装リサイクル法 (平成 7 年法律第 112 号) など、関係法令に基づいて適正に処理すること。

(その他)

8 庁舎使用許可条件並びに甲の庁舎管理規則に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙別途協議するものとする。